

新潟県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

第1 目的

本要綱は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）第16条、附則第7条の規定に基づき、軽費老人ホームの利用料等の取扱いを定めるものとする。

第2 軽費老人ホームの利用料等

1 サービスの提供に要する費用（月額）

省令第16条第1項に定める入所者から利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用（月額）は、別表1に定める額の範囲内で、別表1の2に定める額を上限額とし、その設定に当たっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準となるよう努めること。

2 生活費（月額）

省令第16条第3項に定める入所者から利用料として支払いを受けることができる生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、施設が所在する地域の区分に応じ次表に定める額を上限額とし、その設定に当たっては、地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

地 域	1人当たりの額	冬期加算額 (11月から3月まで)
甲 地	51,185 円	7,174 円
乙 地	48,692 円	6,276 円

（注） 「地域」の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」により「1級地 - 1 及び1級地 - 2」又は「2級地 - 1 及び2級地 - 2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地 - 1 及び3級地 - 2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

3 居住に要する費用（月額）

(1) 居住に要する費用の設定及び支払い方式

ア 居住に要する費用については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(ア) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「居住費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(イ) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、居住費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(ウ) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、居住費基礎額のうち、一定額を一括納入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

イ この居住に要する費用の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えないこと。

ウ 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築等に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、居住費基礎額の範囲内で居住に要する費用を設定して差し支えないこと。

エ 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合においては、一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に入所者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(2) 居住に要する費用の減額

居住に要する費用は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等、入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。

第3 軽費老人ホームA型の利用料等

1 サービスの提供に要する費用（月額）

省令附則第7条第1項に定める入所者から利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用（月額）は、別表2に定める額の範囲内で、別表2の2に定める額を上限額とし、その設定に当たっては、地域の実情及びその他の事情を総合的に勘案し、適正な水準となるよう努めること。

2 生活費（月額）

省令附則第7条第3項に定める入所者から利用料として支払いを受けることができる生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。）は、次表に定める額を上限額とし、その設定に当たっては、地域の実情、物価の変動その他の事情を総合的に勘案し、適正な水準とするよう努めること。

1人当たりの額	冬期加算額 (11月から3月まで)
56,987 円	6,276 円

3 退去時の取り扱いについて

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表 1

軽費老人ホーム

1 特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合

単独設置			併設設置		
入所者数 (人)	介護職員あり	介護職員 1 名を 配置しない場合	入所者数 (人)	介護職員あり	介護職員 1 名を 配置しない場合
20	129,700円	108,600円	10-14	134,100円	91,800円
			15-19	89,800円	61,700円
21-30	86,900円	72,800円	20-29	85,000円	64,100円
			30	61,800円	47,600円
31-40	76,000円	65,500円	31-40	57,100円	46,700円
41-50	67,700円	59,200円	41-50	45,900円	37,500円
51-60	57,200円	50,200円	51-60	38,500円	31,500円
61-70	54,100円	48,100円	61-70	33,200円	27,100円
71-80	47,500円	42,200円	71-80	29,200円	23,900円
81-90	47,000円	42,300円	81-90	30,900円	26,000円
91-100	42,300円	38,300円	91-100	27,800円	23,600円
101-110	40,700円	37,000円	101-110	26,900円	23,100円
111-120	37,500円	34,000円	111-120	24,700円	21,300円
121-130	38,000円	34,800円	121-130	26,300円	23,100円
131-140	35,400円	32,400円	131-140	24,600円	21,600円
141-150	34,100円	31,300円	141-150	23,900円	21,100円

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

(1) 共通職員

単独設置			併設設置		
入所者数 (人)	共通職員	共通職員 (生活相談員を 1 名置かない場合)	入所者数 (人)	共通職員	共通職員 (生活相談員を 1 名置かない場合)
20	97,800円	75,500円	10-14	70,200円	25,800円
			15-19	47,200円	17,700円
21-30	65,600円	50,800円	20-29	53,000円	30,900円
			30	40,400円	25,600円
31-40	49,600円	38,400円	31-40	30,500円	19,500円
41-50	46,400円	37,500円	41-50	24,700円	15,900円
51-60	39,500円	32,200円	51-60	20,900円	13,300円
61-70	38,900円	32,600円	61-70	18,100円	11,600円
71-80	34,300円	28,600円	71-80	16,000円	10,400円
81-90	30,400円	25,500円	81-90	14,200円	9,400円
91-100	27,500円	23,100円	91-100	12,900円	8,500円
101-110	27,200円	23,200円	101-110	13,400円	13,400円
111-120	25,000円	21,400円	111-120	12,400円	12,400円
121-130	26,600円	23,200円	121-130	14,900円	11,500円
131-140	24,800円	21,700円	131-140	13,900円	10,800円
141-150	24,100円	21,200円	141-150	14,000円	11,000円

(2) 一般入所者に対する介護職員

単独・併設共通		
一般入所者数 (人)	一般入所者に対する介護職員	一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合
20	32,500円	11,600円
21-30	21,200円	7,200円
31-40	26,400円	15,900円
41-50	21,100円	12,600円
51-60	17,600円	10,500円
61-70	15,000円	9,000円
71-80	13,100円	7,900円
81-90	16,400円	11,700円
91-100	14,700円	10,500円
101-110	13,300円	9,500円
111-120	12,200円	8,700円
121-130	11,300円	8,000円
131-140	10,500円	7,500円
141-150	9,800円	6,900円

(注) 上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、2(1)の「共通職員」単価によるものを、また、それ以外の一般入所者については、2(1)に(2)の「一般入所者に対する職員」単価を加えたものを、サービスの提供に要する費用の上限額（月額）とする。

別表 1 の 2

軽費老人ホーム

対象収入による階層区分		上限額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000円
18	3,100,001円以上	別表 1 に定める額

（注 1） この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の入所者負担部分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注 2） 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号）の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号）の第 2 の 1 の（1）「「前年」の対象収入の取扱い」、（3）「収入として認定するものの取扱い」、（4）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

（注 3） 入所者から利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用（月額）は上表により求めた額を上限額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサー

ビスの提供に要する費用（月額）を上限額とする。

（注４） 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用（月額）については、上記表の額から 30%減額した額とする。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

（注５） 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

別表 2

軽費老人ホーム A 型

1 特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合

入所者数 (人)	単独設置
50	109,600円

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

入所者数 (人)	共通職員	一 般 入所者数 (人)	一般入所者に 対する介護職 員等
50	49,900円	20	39,600円
		21-30	41,100円
		31-40	41,800円
		41-50	42,400円

(注) 上記単価のうち、特定施設入居者生活介護対象の入所者については、2の「共通職員」単価によるものを、また、それ以外の一般入所者については、2の「共通職員」単価に「一般入所者に対する職員等」単価を加えたものを、サービスの提供に要する費用の上限額（月額）とする。

別表 2 の 2

軽費老人ホーム A 型

1 平成 3 年 7 月 1 日以降の入所者から適用

対象収入による階層区分		上限額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円以上	別表 2 に定める額

（注 1） この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の入所者負担部分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注 2） 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号）の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号）の第 2 の 1 の（1）「前年」の対象収入の取扱い、（3）「収入として認定するものの取扱い」、（4）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

（注 3） 入所者から利用料として支払いを受けることができるサービスの提供に要する費用（月額）は上表

により求めた額を上限額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を上限額とする。

（注４） 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれから支払いを受けることのできる額については、上記表の額から 30%減額した額を上限額とする。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

（注５） 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

２ 平成３年６月３０日以前から入所している者については、当分の間、次のとおりとする。

	階層区分		上限額
A	非 所 得 税 者	市町村民税の非課税者	10,000円
B		〃 均等割のみの納税者	15,000円
C 1		〃 所得割課税者	20,000円
C 2	所 得 税 課 税 者	所得税 7,300円以下	25,000円
C 3		〃 7,301～14,900円	30,000円
C 4		〃 14,901～22,200円	35,000円
C 5		〃 22,201～29,700円	40,000円
C 6		〃 29,701～37,200円	45,000円
C 7		〃 37,201～44,600円	50,000円
C 8		〃 44,601～52,200円	55,000円
C 9		〃 52,201～59,800円	60,000円
C 10		〃 59,801円以上	別表２に定める額